

方 法 意 見 書

「（仮称）栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は次のとおりです。

平成25年1月21日

名古屋市長 河 村 た か し

「（仮称）栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 新建築物には、新たに共同住宅が併設されるため、時間帯等によっては、事業予定地西側又は南側のコミュニティ道路を利用する関係車両の交通量が増加する。このため、駐車場の具体的な出入口等の検討にあたっては、周辺地域における良好な生活環境の確保に努めること。
- (2) 基本方針の1つに掲げている『低炭素「住」生活の永住型都市住宅を提供する』ことについては、高効率な省エネルギー機器の採用等エネルギー消費の少ない共同住宅の実現や、自動車に依存しないライフスタイルの提案等を通じ、低炭素で快適な都市の実現に向け、温室効果ガス排出量のより一層の削減を図ること。

2 工事計画に関する事項

- (1) 事業予定地は都心部に立地しており、自動車交通が集中する地域であるため、交通量の調査結果を踏まえて、工事関係車両の走行ルート及び各ルートの走行割合等を十分に検討すること。
- (2) 事業予定地西側及び南側はコミュニティ道路であるため、大型車両による当該道路の通行を極力抑えた工事計画とすること。
- (3) 事業予定地周辺では埋蔵文化財が確認されていることから、事業予定地内においても埋蔵文化財が包蔵されている可能性に留意し、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関との協議により、適切な措置を講じること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 騒音、振動

ア 事業予定地に近接して商店、住居等が存在するため、建設機械の配置や作業時間等に配慮するとともに、適切な予測、評価を行い、環境保全措置を検討すること。

イ 事業予定地西側又は南側の道路を工事関係車両の走行ルートの一つとして利用する場合は、当該道路における工事関係車両の走行ルート上においても調査地点を追加し、予測、評価を実施すること。

(2) 地盤

新建築物の建設に伴う事業予定地周辺の地盤への影響については、資料調査だけでなく現地調査も行い、その結果を用いて予測、評価を実施すること。

(3) 景観

近隣の住民や歩行者が新建築物の存在による圧迫感を受ける可能性があるため、事業予定地の西側又は南側に適切な調査地点を追加し、圧迫感に関する予測、評価を実施すること。

(4) 風害

歩行者空間に対するビル風の影響が変化すると考えられることから、地域特性に留意して予測地点を設定し、事業予定地周辺の建物の状況を踏まえて適切な予測、評価を実施すること。

(5) 安全性

ア 事業予定地東側の伏見通は、地下鉄伏見駅出入口の利用者など多くの歩行者が通行しており、自転車専用レーンも設置されている。このため、主に事業予定地東側からの出入りが計画されている工事関係車両との交錯が懸念されることから、歩行者等の交通安全を確保するため、予測、評価にあたり適切な環境保全措置を検討すること。

イ 本事業の新建築物は集客施設であることに加え、共同住宅の利用もあることから、用途別の規模、配置及び出入口の位置等を分かりやすく示すとともに、歩行者等と新建築物関係車両との交錯を想定した適切な環境保全措置を検討すること。

4 その他

(1) 図表の活用や用語解説の記載などにより、市民に十分理解される分かりやすい図書の作成に努めること。

(2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。